

事 務 連 絡
令和8年3月31日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right]$ 生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

イベント開催時の旅館業法上の取扱いについて

イベント開催時の旅館業法上の取扱いに関する照会事項への回答については、令和元年12月25日付事務連絡（「イベント開催時の旅館業法上の取扱いについて」）の別添としてお示ししているところですが、今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、別添のとおり回答を更新しましたのでお知らせいたします。

貴課におかれては、内容を御了知の上、観光担当部局等の関係部署及び都道府県におかれては併せて管下市町村等への周知等について御配慮願います。

<更新箇所>

- ・番号9の回答を修正
- ・番号12の回答を修正
- ・番号14～16の質問及び回答を追加。

イベント開催時の取扱いQ & A

番号	質 問	回 答
1	イベント民泊ガイドライン(イベントホームステイガイドライン)においては、旅館業法上の「業」に当たらないイベント開催時のケースとして、「年数回程度(1回当たり2～3日程度)」としているが、イベント開催期間が4日を超えるケースについては、旅館業法上の許可が必要となるのか。	イベント開催時の旅館業法上の取扱いについては、事務連絡でお示したケースに該当するものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないと解するものであり、お尋ねのケースについては、「反復継続」するものか否かを、個別のケースごとに判断することとなる。 したがって、一律に許可の要否をお答えすることはできないが、旅館業法上の規制が、主として公衆衛生の観点から行われているものであることにかんがみれば、宿泊者が入れ替わるか否かが、その規制の必要性判断における重要な要素であり、4日を超えるケースであっても、原則として同一人が継続して宿泊するのであれば、各自治体の旅館業法所管部署の判断により、「反復継続」性がないものとして、旅館業法上の許可を要しない扱いとすることも可能である。 ※ 昭和39年6月4日環衛第15号東京都衛生局長宛厚生省環境衛生課長回答参照。
2	年1回のイベントであるが、複数年にわたって行われるイベントにおいて、毎年、自治体が同一人に対し、自宅の提供を要請し、同一人の自宅において宿泊を受け入れる場合も、旅館業法上の「業」には当たらないと解してよいのか。	宿泊の受け入れが複数年にわたって繰り返される場合であっても、毎年、受け入れが年1回のイベント時に限られる場合には、「反復継続」して宿泊を提供するものではないと解されるので、お見込みのとおりである。
3	地域活性化の観点から、四季に応じた町おこしイベントの開催(四半期ごとに1回実施)を計画しているが、イベント会場周辺には宿泊施設が数軒しかなく、イベント規模に対応できるだけの宿泊施設の確保は困難であり、今後もホテル・旅館の開業予定もないため、イベント開催時に必要と考える受入数の確保は困難である。 町おこしイベント等の自治体が関与するイベントにあっては、公共性が非常に高く、当該地域の公衆衛生上の問題が生じさせない対応を講じることが可能と考えられるため、年に数回程度であれば旅館業法上の「業」に当たらないと解してよいのか。	お尋ねのケースについては、個別のケースごとに判断すべきものであり、一律に許可の要否をお答えすることはできないが、協力要請する自治体が宿泊施設が不足することや公衆衛生上の観点からの問題が生じない状況であることを確認し、かつ施設提供者が自治体からの要請以外には宿泊サービスを行わないことを担保する措置を講じている場合は、年数回程度であれば、旅館業法上の「業」に当たらない扱いとすることは可能と考える。

番 号	質 問	回 答
4	イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）においては、旅館業法上の「業」に当たらないイベント開催時のケースとして、「年数回程度（１回当たり２～３日程度）」としているが、年何回までが許容されるのか。	イベントホームステイ（イベント民泊）の場合、一般的な旅館業を営む場合と異なり、サービス提供者自らのサービス実施意欲だけではなく、地元自治体がイベント開催時の宿泊施設不足を解消するため、公的な立場から協力を求めることによってはじめて実施可能となる特殊性があるため、「多数の集客が見込まれるイベントの開催時に宿泊施設が不足する地域において、その不足を解消する」というイベントホームステイ（イベント民泊）の趣旨を十分に踏まえて実施される場合には、結果的に同一の住宅において、年に複数回実施されたとしても、実施期間中に宿泊者の入れ替わりがない態様で行われる限り、「旅館業」に該当しないものである。 上記の趣旨を十分に踏まえて実施される場合には、その回数は自ずと「年数回程度」と言える範囲にとどまるはずであり、実施の是非については、年に何回までなら大丈夫かということではなく、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施するという判断が、上記の趣旨を十分に踏まえているか否かという観点で、考えるべきものである。 ただし、イベントホームステイ（イベント民泊）の本来の趣旨を逸脱し、いたずらに継続反復して実施されるような事態が常態化したとすれば、それは旅館業法違反となるものであるので、そのような懸念が生じないよう、必要に応じて都道府県（政令市又は特別区）の旅館業法担当部局に相談するなど、地域の関係者のご理解の下、円滑に実施いただくことが望ましい。
5	事務連絡において、旅館業法上の許可を不要とするケースとして認められている「公共性の高いもの」についての判断基準如何。当該イベントは自治体が主催している必要はあるか。	イベントを自治体が主催している必要は必ずしもなく、協賛や後援を行っているようなものも含まれ得る。また、イベントの内容自体が必ずしも公共性の高いものである必要もない。 「公共性の高いもの」の判断は、例えば、地域振興に資するなどの観点から、宿泊者受け入れのための自宅の提供を要請することの必要性を自治体として判断することとなるが、事務連絡でもお示ししているとおり、宿泊施設が不足することを自治体を確認し、かつ、宿泊者受け入れのための自宅の提供を要請することの必要性を自治体が判断し、要請することが必要である。
6	イベントを主催し、自宅の提供を要請しようとする自治体が旅館業の営業許可の権限を有しない市町村である場合、「公共性の高いもの」の判断は、当該市町村が行うのか。それとも、当該市町村を管轄する都道府県が行うことになるのか。	事務連絡でお示したようなケースに該当するものについては、「業」に当たらないものであるため、そもそも旅館業法の許可を要しないものであることから、一義的な判断はあくまで当該市町村が行うものである。 しかしながら、その運用内容等によっては、「反復継続するものとして、旅館業に当たる」と判断される可能性も考えられることから、適正な運営が図られるよう、都道府県の関係部署とは十分に連携を図り、必要な確認等が行われることが望ましい。

番 号	質 問	回 答
7	旅館業法上の許可を不要とする取り扱いが認められるためには、宿泊施設が不足することの確認や、自宅の提供の要請は、自治体自ら行う必要があるか。自治体からの委託を受けた業者が行う場合も認められるか。	最終的に、自治体において宿泊施設が不足することが確認でき、かつ、自宅の提供を要請することの必要性を自治体自らが判断することが担保された形で、お尋ねにある業務を業者に委託するのであれば、自治体が発関与した「公共性の高いもの」として取り扱って差し支えない。
8	開催地周辺の宿泊施設が不足することの確認は、具体的な確認調査のようなものを行う必要があるのか。また、自治体から住民に対して行う自宅提供の要請は、例えば公示などの手続きをとる必要があるのか。	例えば、宿泊施設の供給量とイベント来場者見込み数との関係から、宿泊施設の不足が見込まれることを、自治体としてある程度客観的、合理的に説明できるのであれば、必ずしも具体的な確認調査のようなものまでを行う必要はない。 ただし、前年度に利用実績がなかった場合などについては、改めて宿泊施設の不足について、検証を行うことが望ましい。 また、自治体からの要請行為については、当該要請行為が、例えばホームページや広報誌で広く呼びかけられていたり、個別に文書による要請が行われているなど、当該行為が明確に確認できる形で行われているのであれば、その形式を問うものではない。
9	宿泊施設が不足することの判断は、どの程度のエリアを想定したものか。当該自治体エリア内には宿泊施設がないが、近隣自治体のエリアを含めると一定の宿泊施設の供給が確保できる場合はどうか。	イベント開催地の自治体の区域内だけで考えるのではなく、各地域の地理的状況や交通事情等を踏まえ、イベント開催会場から、イベント来場者が比較的移動が容易なエリア内を想定して、宿泊施設が確保できるか否かを判断することが適当であるが、イベント実施地域の地理的状況や交通事情を踏まえつつ、宿泊施設の不足が見込まれることを客観的かつ合理的に説明できるのであれば、宿泊施設が確保できるか否かの判断は、当該自治体内の宿泊施設のみを対象としても差し支えない。
10	イベントホームステイ（イベント民泊）を行おうとする地域が広範囲になり、旅館業法の適用確認を行う自治体（旅館業法担当部局）が複数に跨る場合は、自治体ごとに旅館業法の許可を要しないことの確認が必要なのか。	地域が広範囲となる場合には、イベントホームステイ（イベント民泊）を行おうとする地域の自治体ごとにイベントホームステイ（イベント民泊）実施についての合意が得られていることが必要であり、実施に当たっての旅館業法の許可を要しないことの確認についても、管轄する自治体ごとに行う必要がある。
11	事務連絡において、「開催地の自治体の要請等により自宅を提供する」とあるが、この「等」にはどのような内容が含まれるのか。	「等」の内容としてどのようなものが考えられるのかについては、個別の事例により異なってくるものと考えているが、例えば、開催地の自治体と民間企業等が実行委員会を組織して公募する場合や、自治体から委託を受けた者が公募を行うことなどが考えられる。

番 号	質 問	回 答
12	事務連絡において、「自宅」とあるが、具体的にはどのような範囲を想定しているか。	「自宅」とは、住宅提供者が居住する施設のことを想定しているが、住宅提供者が所有するものに限られない。 また、イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）2（1）の趣旨を踏まえつつ、関係行政機関との事前相談の結果を踏まえた上で、開催地の自治体の判断で公共施設や集会施設を提供することも可能である。
13	事務連絡において、旅館業法上の許可を要しないと判断されるケースにおいても、宿泊を提供するものである以上は、一定の衛生措置が講じられる必要があると考えるが、どうか。	一定の衛生水準が確保されることが望ましいのはご指摘のとおりである。 自宅提供者および宿泊者が適切に把握されていることはもちろんのこと、自宅提供者に対する事前の研修を実施するなどにより、宿泊者を受け入れるに当たっての衛生管理上の注意事項などを周知しておくことが望まれる。
14	イベントホームステイ（イベント民泊）の宿泊者について、開催地の住民も対象とすることは可能か。	イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）2（1）の趣旨を踏まえ、開催地の自治体の判断により、当該自治体の住民も宿泊者の対象とすることは可能である。
15	イベントホームステイ（イベント民泊）の対象となるイベントについて、教育機関やPTA等が主催となるイベントも対象とすることは可能か。	イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）2（1）の趣旨を踏まえ、開催地の自治体の判断により、教育機関等が主催するイベントを対象とすることは可能である。
16	イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の宿泊者の入浴については、自宅提供者の浴室に代えて、地域の公衆浴場を利用することは可能か。	イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の宿泊者の入浴については、自宅提供者の浴室に代えて、地域の公衆浴場を利用することが可能である。